

航空法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）	1
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（附則第二項関係）	8
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）（附則第三項関係）	9

改正案	現行
<p>（法第十条第二項ただし書の政令で定める航空機）</p> <p>第一条 航空法（以下「法」という。）第十条第二項ただし書の政令で定める航空機は、次に掲げる航空機とする。</p> <p>一 法第二百二十七条ただし書の許可を受けた航空機（法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものを除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>（法第十条第五項第二号の政令で定める輸入した航空機等）</p> <p>第二条 法第十条第五項第二号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした航空機とする。</p> <p>（法第十条第六項第二号の政令で定める輸入した航空機等）</p> <p>第三条 法第十条第六項第二号（法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により証明その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機とする。</p> <p>（法第三十八条第一項の政令で定める航空保安施設）</p> <p>第四条 法第三十八条第一項の政令で定める航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。</p> <p>一 一七 （略）</p>	<p>第一条 航空法第十条第二項但書の政令で定める航空機は、左に掲げる航空機とする。</p> <p>一 航空法第二百二十七条但書の許可を受けた航空機（同法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものを除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>第二条 航空法第十条第五項第二号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした航空機とする。</p> <p>第二条の二 航空法第十条第六項第二号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により証明その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機とする。</p> <p>第三条 航空法第三十八条第一項の航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。</p> <p>一 一七 （略）</p>

(空港等又は航空保安施設の検査)

第五条 法第四十七条第三項の規定による検査は、毎年二回以内行うものとする。

(物件の除去に伴う補償の方法)

第六条 法第四十九条第三項(法第五十五条の二第三項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、当事者間の協議によりこれと異なる補償の方法を定めたときは、この限りでない。

(物件等の買収価格)

第七条 法第四十九条第四項(法第五十五条の二第三項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による物件又は土地の買収の価格は、近傍同種の物件の取引価格等又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な価格とする。

(利益の制限に伴う補償の方法等)

第八条 第六条の規定は法第五十条第一項(法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による補償について、前条の規定は法第五十条第二項(法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地の買収の価格について準用する。

(法第五十六条第一項の政令で定める空港)

第九条 法第五十六条第一項の政令で定める空港は、釧路空港、函館空港、仙台空港、新潟空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那

第四条 航空法第四十七条第三項の規定による検査は、毎年二回以内行うものとする。

第四条の二 航空法第四十九条第三項(同法第五十五条の二第三項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、当事者間の協議によりこれと異なる補償の方法を定めたときは、この限りでない。

第四条の三 航空法第四十九条第四項(同法第五十五条の二第三項及び第五十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による物件又は土地の買収の価格は、近傍同種の物件の取引価格等又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な価格とする。

第四条の四 第四条の二の規定は航空法第五十条第一項(同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による補償について、前条の規定は同法第五十条第二項(同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地の買収の価格について準用する。

第五条 航空法第五十六条第一項の政令で定める空港は、釧路空港、函館空港、仙台空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港

覇空港とする。

(法第百三十一条第二号の政令で定める航空機)

第十条 法第百三十一条第二号の政令で定める航空機は、法第百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて、法第百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとする。ただし、法第五十九条第一号の規定の適用については、法第百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。

(登録検査機関の登録の有効期間)

第十一条 法第百三十二条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(指定試験機関の指定の有効期間)

第十二条 法第百三十二条の五十九第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録講習機関の登録の有効期間等)

第十三条 法第百三十二条の七十一第一項(法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(法第百三十五条第一項の政令で定める独立行政法人)

第十四条 法第百三十五条第一項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人航空大学校とする。

(防衛大臣への権限の委任)

第十五条 法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であつ

、鹿児島空港及び那覇空港とする。

第六条 航空法第百三十一条第二号に掲げる航空機は、同法第百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて、同法第百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとする。ただし、同法第五十九条第一号の規定の適用については、同法第百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。

(新設)

(新設)

(新設)

第七条 航空法第百三十五条の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人航空大学校とする。

第八条 航空法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であ

て、法第三百三十七條第三項の規定により防衛大臣に委任するものは、別表の上欄に掲げる空港等に係る同表の下欄に掲げる事項とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により防衛大臣に委任された事項について、設備の故障その他のやむを得ない事由により当該業務の遂行に支障が生じた場合において、必要があると認めるときは、当該業務を自ら行うことができる。ただし、防衛大臣の要請があつた場合に限る。

別表（第十五条関係）

空港等	委任事項
札幌飛行場 三沢飛行場 大湊飛行場 八戸飛行場 松島飛行場 百里飛行場 宇都宮飛行場 硫黄島飛行場 小松飛行場 浜松飛行場 明野飛行場 美保飛行場 防府飛行場 小月飛行場 徳島飛行場 小松島飛行場 築城飛行場	一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（法第九十四条の二第一項ただし書に規定する事項は、三沢飛行場、大湊飛行場及び八戸飛行場に係るもの限り、法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、防府飛行場、小月飛行場及び小松島飛行場にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。） 二 法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る法第九十七

つて、同法第三百三十七條第三項の規定により防衛大臣に委任するものは、別表の上欄に掲げる空港等に係る同表の下欄に掲げる事項とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により防衛大臣に委任された事項について、設備の故障その他のやむを得ない事由により当該業務の遂行に支障が生じた場合において、必要があると認めるときは、当該業務を自ら行なうことができる。ただし、防衛大臣の要請があつた場合に限る。

別表（第八条関係）

空港等	委任事項
札幌飛行場 三沢飛行場 大湊飛行場 八戸飛行場 松島飛行場 百里飛行場 宇都宮飛行場 硫黄島飛行場 小松飛行場 浜松飛行場 明野飛行場 美保飛行場 防府飛行場 小月飛行場 徳島飛行場 小松島飛行場 築城飛行場	一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十四条の二第一項ただし書に規定する事項は、三沢飛行場、大湊飛行場及び八戸飛行場に係るもの限り、同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、防府飛行場、小月飛行場及び小松島飛行場にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航

<p>十勝飛行場 入間飛行場 下総飛行場 館山飛行場 立川飛行場</p>	<p>千歳飛行場 新千歳空港</p>	<p>鹿屋飛行場</p>
<p>一 航空交通管制圏に係る法第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務に限る。）</p>	<p>一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、新千歳空港にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）</p> <p>二 法第九十六条第二項に規定する事項</p> <p>三 出発する自衛隊等の航空機に係る法第九十七条第二項に規定する事項（千歳飛行場に係るものに限る。）</p> <p>四 到着した自衛隊等の航空機に係る法第九十八条に規定する事項（千歳飛行場に係るものに限る。）</p>	<p>条第二項に規定する事項</p> <p>四 到着した航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る法第九十八条に規定する事項</p>

<p>十勝飛行場 入間飛行場 下総飛行場 館山飛行場 立川飛行場</p>	<p>千歳飛行場 新千歳空港</p>	<p>鹿屋飛行場</p>
<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務に限る。）</p>	<p>一 航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、新千歳空港にあつては、進入管制業務、飛行場管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）</p> <p>二 航空法第九十六条第二項に規定する事項</p> <p>三 出発する自衛隊等の航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項（千歳飛行場に係るものに限る。）</p> <p>四 到着した自衛隊等の航空機に係る航空法第九十八条に規定する事項（千歳飛行場に係るものに限る。）</p>	<p>空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項</p> <p>四 到着した航空機（札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十八条に規定する事項</p>

<p>旭川飛行場 霞目飛行場 霞ヶ浦飛行場 相馬原飛行場 木更津飛行場 岐阜飛行場 静浜飛行場 舞鶴飛行場 目達原飛行場</p>	<p>厚木飛行場 名古屋飛行場 芦屋飛行場 新田原飛行場</p>
<p>一 航空交通管制圏に係る法第九十四条ただし書、第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（法第九十四条ただし書に規定する事項は、霞目飛行場に係るものに限り、法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務に限る。） 二 法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機に係る法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り、）に係る法第九十八条に規定する事項</p>	<p>一 航空交通管制圏に係る法第九十四条ただし書、第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（法第九十四条ただし書に規定する事項は、霞目飛行場に係るものに限り、法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務に限る。） 二 法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り、）に係る法第九十八条に規定する事項（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に係るものに限る。）</p>
<p>大村飛行場</p>	<p>一 出発する航空機に係る法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した航空機（法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り、）に係る法第九十八条に規定する事項</p>

<p>旭川飛行場 霞目飛行場 霞ヶ浦飛行場 相馬原飛行場 木更津飛行場 岐阜飛行場 静浜飛行場 舞鶴飛行場 目達原飛行場</p>	<p>厚木飛行場 名古屋飛行場 芦屋飛行場 新田原飛行場</p>
<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十四条ただし書、第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同法第九十四条ただし書に規定する事項は、霞目飛行場に係るものに限り、同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り、）に係る同法第九十八条に規定する事項</p>	<p>一 航空交通管制圏に係る航空法第九十四条ただし書、第九十五条ただし書並びに第九十六条第一項及び第三項に規定する事項（同法第九十四条ただし書に規定する事項は、霞目飛行場に係るものに限り、同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、飛行場管制業務に限る。） 二 航空法第九十六条第二項に規定する事項 三 出発する航空機（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に限る。）に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 四 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り、）に係る同法第九十八条に規定する事項（名古屋飛行場にあつては、自衛隊等の航空機に係るものに限る。）</p>
<p>大村飛行場</p>	<p>一 出発する航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限り、）に係る同法第九十八条に規定する事項</p>

備考 (略)	福井空港 出雲空港 山口宇部空港	北九州空港	山形空港 八尾空港 熊本空港 那覇空港
	航空交通情報圏に接続する進入管制区に係る法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、福井空港にあつては進入管制業務に限り、出雲空港及び山口宇部空港にあつては進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）	航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）	一 出発する自衛隊等の航空機に係る法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した自衛隊等の航空機（法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る法第九十八条に規定する事項

備考 (略)	福井空港 出雲空港 山口宇部空港	北九州空港	山形空港 八尾空港 熊本空港 那覇空港
	航空交通情報圏に接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、福井空港にあつては進入管制業務に限り、出雲空港及び山口宇部空港にあつては進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）	航空交通管制圏及びこれに接続する進入管制区に係る航空法第九十四条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項（同法第九十六条第一項及び第三項に規定する事項は、進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。）	一 出発する自衛隊等の航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した自衛隊等の航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第二十五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p>	<p>第二十五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p>	<p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条 第一項</p>	<p>国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣及び国土交通大臣が指定するもの</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空港又は空港航空保安施設の検査）</p> <p>第一条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七條第二項において準用する航空法第四十七條第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第五條の規定を準用する。</p> <p>附則 （民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）</p> <p>第二条 法附則第六條第二項において準用する航空法第四十七條第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令第五條の規定を準用する。</p> <p>（親会社等）</p> <p>第三条 法附則第十六條第二項第三号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（空港又は空港航空保安施設の検査）</p> <p>第一条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七條第二項において準用する航空法第四十七條第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四條の規定を準用する。</p> <p>附則 （民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の検査）</p> <p>第二条 法附則第六條第一項において準用する航空法第四十七條第三項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四條の規定を準用する。</p> <p>（親会社等）</p> <p>第三条 法附則第十四條第二項第三号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>2（略）</p>